

金沢区六浦南の宅地造成等規制法違反の造成地に対して 是正措置命令を発令しました

金沢区六浦南の宅地造成等規制法違反の造成地において、これまで造成主及び工事施工者に対して違反指導をしてきましたが、是正されませんでした。本件土地は住宅が隣接しており、崖崩れによる人命への危険性が高いため、令和元年10月1日に、宅地造成等規制法第14条第2項の規定に基づき是正措置命令を発令し、その旨の標識を現地に設置しました。



1 造成工事の概要

造 成 主	協同組合神奈川県不動産相談センター 代表理事 菊池 輝	
工 事 施 工 者	グレイテック株式会社 代表取締役 吉川 清一	
造 成 場 所	金沢区六浦南一丁目995番の一部ほか	
指 定 区 域 等	宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域	
工 事 規 模	面積	481.06平方メートル(造成許可の面積)
	最大盛土高さ	約10メートル

2 違反の条項

違 反 条 項	宅地造成等規制法第8条第3項(市長が付した許可条件)
---------	----------------------------

3 措置命令の内容

命 令 内 容	本件土地において、宅地造成等規制法第8条第3項に基づき付した許可条件を満たす <u>工事中の防災措置</u> を行い、地盤の崩落等の災害が生じないよう、是正措置を講じること。
命 令 発 令 日	令和元年10月1日
履 行 期 限	令和元年12月27日

4 主な指導経過

本件土地において被命令者は無許可で造成工事を行い、平成29年9月23日に崖崩れを発生させました。その後、被命令者は宅地造成の許可を取得しましたが、その際に付された許可条件を満たす、工事中の防災措置を行いませんでした。

平成30年7月12日からは、建築局違反对策課において違反指導を続けていましたが、是正されなかったため、令和元年5月13日に、今後、防災措置がなされなければ是正措置命令を発令する旨の通知を交付しています。その後も、違反指導を継続していましたが、履行期限を過ぎても防災措置がなされなかったため、是正措置命令を発令しました。

5 今後の対応

当該命令を発令した旨を横浜市建築局違反对策課のホームページに登載し、命令の履行を強く求めてまいります。

お問い合わせ先
建築局違反对策課長 高橋 伸彰